

金沢市における危険ブロック塀の 除却に関する補助制度

補助の対象となるブロック塀

生徒、児童、幼児、一般の方が通行する道路沿いに設置されたブロック塀等

○道路とは ……建築基準法第42条第1項に規定する道路及びこれに準ずるもの

○ブロック塀等とは……コンクリートブロック造、その他の組積造の塀又は門柱

補助金額の算定

①道路に面するブロック塀等

$$\text{補助金額} = 3,500\text{円}/\text{m}^2 \times \text{除却するブロック塀等の見付け面積}(\text{m}^2)$$

(限度額 10万円)

②通学路又は緊急輸送道路に面するブロック塀等(令和3年4月1日一部改正)

$$\text{補助金額} = 7,000\text{円}/\text{m}^2 \times \text{除却するブロック塀等の見付け面積}(\text{m}^2)$$

(限度額 20万円)

○通学路とは ……小・中学校、幼稚園、保育所等の敷地から1キロメートル以内の区域に存する道路の区間
児童が通学のために通常使用する経路として小学校の長が定める道路


○緊急輸送道路とは……石川県地域防災計画に記載された緊急輸送道路のうち、第1次又は第2次路線



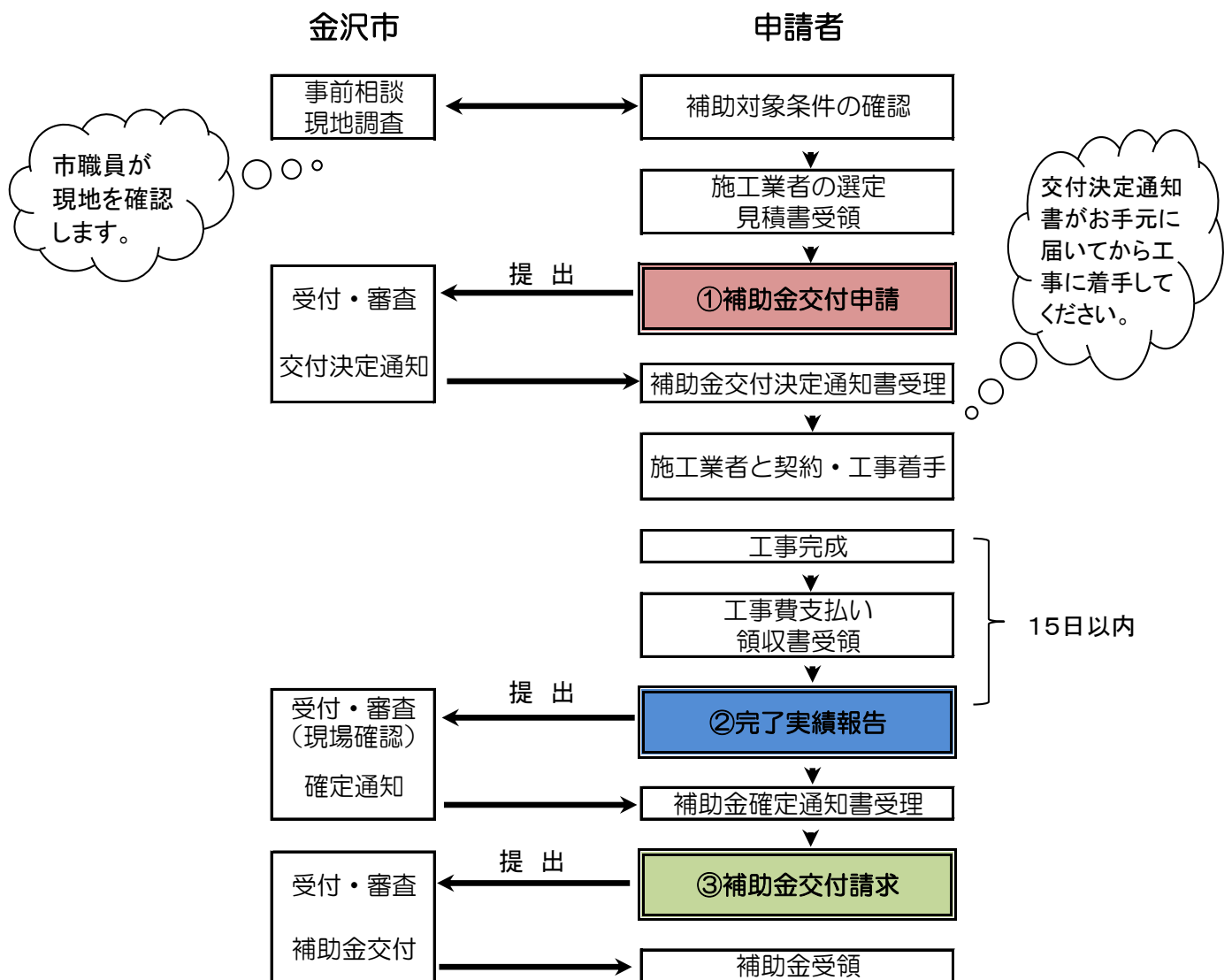
【お問い合わせ先】

金沢市 建築指導課 建物安全推進室
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL (076)220-2059 Fax (076)220-2134

裏面に記載されている
注意事項を必ずご確認ください

裏面あり 

補助申請手続きの流れ



提出書類一覧		
①補助金交付申請	②完了実績報告	③補助金交付請求
<ul style="list-style-type: none"> ◆補助金交付申請書 ◇補助事業の内容及び経費の配分 ◆工事計画書 ◆見積書の写し ◆市納税状況調査同意書 	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助事業実績報告書 ◇補助事業の内容及び経費の配分 ◆工事完成写真 ◆領収書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ◆請求書

注意事項

- 以下の場合は補助金の交付を受けることができません。ご注意ください。
 - ◎補助金交付決定通知書が届く前に工事に着手、または工事が完了した場合
 - ◎建物の解体に伴ってブロック塀を除却する場合
 - ◎新たにブロック塀を設置するためにブロック塀を除却する場合
 - ◎ブロック塀の下段の一部を残してブロック塀を除却する場合(※)
 - ※ただし、2段以下のブロック（植込み、花壇等）を残す場合は、安全かつ健全なものに限り、補助対象とします。
- 2 前面道路の幅によっては、新たにフェンス等を設置することができない場合があります。